

財務省告示第四十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年一月二十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成十九年二月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百八 十四回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び財政 融資資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百一号）第十一条第 一項並びに国債整理基金特別会 計法（明治三十九年法律第六号） 第五条第一項及び第五条ノ二 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募入 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格	

五

方募

入 決 定 の

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

口

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

六

イ

発

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

と するものによる発行（以下「非
 競争入札発行」という。）及び
 格 争 入 札 と 同 時 に 行 わ れ る 入
 札 場 特 別 参 加 者 による発行（以
 下「格争入札発行」という。）
 市場であつて、財務大臣が各
 市場特別参加者ごとに応募限
 額を定めるものによる発行（以
 下「市場特別参加者」をいう。）
 非 格 争 入 札 発 行 と いう。）

も の か ら そ の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
 当 て る 。
 各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り
 割 り 当 て る 。
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

円 面 金 額 で 一 兆 七 千 三 百 九 十 億
 う ち 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規
 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に
 つ い て は 十 五 億 千 七 百 八 十 万 円
 の 資 金 特 別 基 づ き 発 行 し た 利
 融 資 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利
 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利
 付 債 に つ い て は 額 面 金 額 で
 四 千 九 億 五 千 六 百 五 十 五 万 円

九	八	七										八	口																	
		八					口																							
振替単位	額	最	低	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	非								
																							額	面	金	札	格	競	行	入
振替法の規定による振替口座簿	五	万	円						千	円	七	五	一		五	付	ノ	国	十	付	ノ	国	億	て	基	万	で	利	第	国
									五	百	十	十	兆		百	三	の	債	五	国	二	の	九	は	づ	円	九	付	一	債
									二	億	五	三	七		十	に	規	理	三	に	規	三	額	、	き	同	千	二	債	項
									十	九	千	万	千		三	つ	定	基	千	つ	定	百	面	行	法	第	十	一	に	規
									九	百	九	百	四		億	て	基	金	八	い	て	基	十	額	た	五	億	い	に	特
									三	千	十	八	十		億	、	づ	特	百	、	づ	十	千	で	利	付	ノ	五	は	基
									千	二	万	八	億		億	額	き	会	万	額	、	千	八	千	付	ノ	二	は	づ	会
									二	百	八	千	五		億	面	計	計	八	面	、	百	五	千	国	の	二	額	き	計
									百	八	千	三	百		億	金	法	法	五	額	、	十	百	五	に	規	十	面	発	法
									八	万	八	千	三		億	で	利	第	八	で	、	十	五	十	に	定	五	金	行	第
									百	八	千	三	百		億	千	利	五	七	七	利	七	十	二	い	に	五	額	た	五

発行

十一
口イ

発行行
格日
発行格
争格
入争
札行
非競入
札行
及び
国債市
特別参
場者・第
加非格
競入札
発行争
利率
利過子
の払込

十二
十三

記載又は記録は、最低額と

す。平成十九年一月二十五日

額面金額の総額
額面金額の総額
十銭以上
額面金額
六銭

(一) 一年・七パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて次算

式により算出した金額を払い込
むものとする。

額面金額の総額 $\times \frac{1.7}{100} \times \frac{36}{365}$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へたただし、当該国債を発行時

十四 初期利子

に おいて 取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記(一)の算式により算出た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十八年十二月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 払場所

日本銀行 財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成十九年一月二十五日

二十 払込場所

日本銀行の本店又は支店